

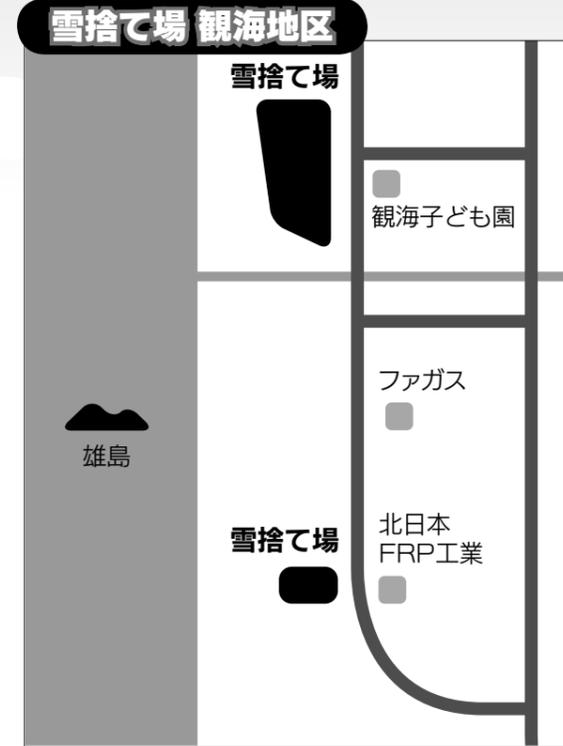
# 除雪作業にご協力ください



町では、12月から3月までの4ヶ月間、皆さんの生活道路を確保するための除雪作業を行います。

安全で効率的な除雪作業を行うためにも、町民の皆様のご理解とご協力をお願いします。

また、下記の雪捨て場もご利用ください。



**町道大槻野内坂線冬期閉鎖のお知らせ**

降雪時から2月末(予定)までの間、町道大槻野内坂線を全面通行止めにしていきます。ご迷惑をおかけしますが、ご理解とご協力をお願いいたします。

◎除雪に関する問い合わせ先  
建設課(峰栄館2階) TEL76-2111

## ご協力していただきたいこと...

- 協力1** 車道への雪出し禁止  
交通事故や交通渋滞の原因になります
- 協力2** 路上駐車禁止  
1台でも大迷惑!!道路は皆さんが利用しています
- 協力3** 玄関先から道路へ出る間口は各家庭で  
●間口の確保は利用目的に合わせて  
●雪は路側に積み上げましょう

# 新年度の入園児を募集します

受付は1月31日まで

新年度の子ども園入園児を次のとおり募集します。  
保育に欠ける児童の入所を希望する方は、各子ども園に「保育所入所申込書」を提出してください。

■保育に欠ける児童とは

- ①家庭外労働：両親等が家庭外で仕事をしている。
- ②家庭内労働：両親等が家庭内で児童と離れて日常の家事以外の仕事をしている。
- ③親のいない家庭。
- ④母親の出産等：母親が出産前後、病気、心身に障害がある。※出産の前後とは、妊娠、妊娠中・出産後1年以内。
- ⑤病人の看護等：児童の家庭に長期にわたる病人や心身に障害のある人があり、親がいつもその看護にあっている。
- ⑥家庭の災害：火災や風水害により自身等が復旧にあっている。

※①から⑤の場合、児童の家庭で両親以外の人が児童の保育ができる場合は除かれます。  
保育実施の申込期間は、小学校修学時期に達するまでの保育の実施を必要とする期間です。

■入所対象児童  
生後3カ月以上(平成18年12月31日以前に生まれた児童)※年度の途中でも余裕がある場合は、随時入所を受け付けます。

■受付期間

- 1月10日(水)～1月31日(水)
- 八峰町内の子ども園
- 沢目子ども園 ●壩川子ども園
- 八森子ども園 ●観海子ども園
- 岩館子ども園
- 受付場所：町内各子ども園
- 申込書類

入所該当児童(平成13年4月2日～平成18年12月31日生)の保護者に申し込み書類を送付します。申込書には必要な添付書類がありますのでご注意ください。詳しくは、送付される案内書をご覧ください。

■入所要否の決定

申込書類を調査のうえ、後日通知します。

■保育料

保育料は、下記のとおりです。

■保育料の助成

すこやか子育て支援事業による保育料助成があります。

■問合せ：沢目子ども園内子ども園担当まで(☎76-2011)

この表は平成18年度八峰町立子ども園の保育料です。

## ●八峰町立子ども園保育料(月額)

第1階層	生活保護法による被保護世帯		3歳未満児童	3歳以上児童
	第2階層	所得税非課税世帯	町民税非課税世帯	0円
(母子世帯等免除)			5,400円	3,600円
第3階層	所得税非課税世帯	町民税課税世帯	0円	0円
		(母子世帯等免除)	13,650円	11,550円
第4階層	所得税課税世帯		12,650円	10,550円
		64,000円未満	21,000円	18,900円
第5階層	所得税課税世帯	64,000円以上	26,700円	24,900円
		160,000円未満	26,700円	24,900円
第6階層	所得税課税世帯	160,000円以上	30,500円	29,000円
		408,000円未満	30,500円	29,000円
第7階層	所得税課税世帯	408,000円以上	40,000円	38,500円

※同じ子ども園に2人以上入所した場合、半額免除等があります。  
※(母子世帯免除等)とは、第2、第3階層に認定された母子(父子)世帯や障害者のいる世帯等が適用されます。  
※平成18年4月1日以前出生の第3子以降の児童は、所得に関係なく、申請により児童の保育料が無料になります。  
(すこやか子育て支援事業による保育料助成)  
●平成17年4月1日以前に出生した児童の保育料は、申請により1/4助成となります。  
●平成17年4月2日以降に出生した児童の保育料は、申請により1歳から1/2助成となります。  
なお、この助成は「福祉医療」該当者が対象となります。(所得制限があります)

